国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)	内閣府整理(コメント欄)	内閣府 整理
			JAKT ASAMITA	提案事項名	担当省庁担当課			理由等	(4/3時点)	I ~IV					
京浜臨海部ライフイノベーション 国際戦略総合 特区	224	ヒト幹細胞を用いた 臨床研究を迅速に実 施するための特例措 置	特区制度を適用する医療機関において自家由来のヒト幹細胞を用いた臨床研究を行う場合に、コンソーシアムの倫理審査委員会における評価を受けた場合には、厚生労働大臣に対して事後届出とする特例措置を設けるほか、他の機関が調製したIPS 細胞由来の特定細胞を用いた臨床研究を特区内の医療機関において行う場合には、薬事申請の手続きを経ずに「ヒト幹細胞を用いる臨床研究指針」に準じた手続きで行なうことを容認。	ヒト幹細胞を用いた 臨床研究を迅速に 実施するための特係 措置	厚省研报 厚省品管厚省研报 生医宫典 生医宫理 生医宫理 生医局理	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年7月3日 平成22年11月1日全部改正)	E	-		○ 厚生労働省は、薬害問題等への反省から、ヒト幹細胞を用いた臨床研究(ヒト 幹臨床研究)の安全性を担保するために「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指 射」(ヒト幹指針)を策定し、運用しているとろです。 ○ また、京浜臨海部ライフイノペーション国際戦略総合特区における、再生医療に 関する計画は、東京都、横浜市など特区外に渡るものとなっており、特区単体での 実施は困難となっております。 ○ 以上の点を鑑みますと、まず、計画自体を見直し、特区で行う計画としての妥当 性について、御整理いただきたいと考えております。 ○ なお、ヒト幹細胞の臨床研究に関する倫理指針に基づいて実施される臨床研究は薬事法外である。		d		・安全性の確保と審査期間の一層の 短縮化に向けた新たな方策案を、自 治体及び厚生労働省が整理・検討し た上で、引き続き協議するものとす る。 ・なお、検討に当たっては、自治体が 本特区における特例を活用した臨床 研究実施主体及び場所を念頭に整 理する必要がある。	I
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	225	特定健康診査・特定 保健指導に係る特例 措置	栄養指導(個別化栄養)は、基本的には食事指導が中心となるが、不足している栄養素をサブリメントで補うことも必要になることが想定される。特定健康診査・特定保健指導を実施している施設内で、サプリメント等を受診者に勧めるのは、手引きに反する可能性があり、特定の分野・栄養素に限るといった条件を付した上で規定を緩和、又は、特定健康診査・特定保健指導の実施において、サプリメントの指導が可能となる範囲の明確化を要望。	特定健康診査・特定 保健指導に係る特	厚生 労働 皇 保務費 対室 全 大学 一般	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第音を実施に関する基準第音に基立をの規制大臣が定める特定健康診査変施に発達等の保存等に関する基準第2の5の(2)	С	-	_	本規制の趣旨は、特定保健指導の際に保健指導をする側の立場において特定の 商品の勧奨等を行った場合、保健指導を受けている者が自由で十分な判断を欠い たまま商品の購入等に至ることを防ぐことにある。ご提案のスキームは実質的に特 定保健指導の一部として行時定の商品を勧奨するものであるから、認められない。 なお、個別に希望する者に対して、特定健康診査の結果などを持って、ご提案のよ な業、指導等することは可能であり、そうした形でご提案を実現されることを提案 したい。ただし、その場合においても本人の自由で十分な判断が確保されるように 取りはからう必要があり、その状況は個別具体的に判断されるものと考える。		b	保健指導を受診している者の、自由で十分な判断を確保するため、特定保健指導を終了後に、特定の商品の勧奨等を行う栄養指導を受ける希望を確認し、希望者のみを対象にした当該栄養指導を行う。この方法が認められない場合には、協議を継続したい。 なお、まずは、特区内に事業所を有している機関が神奈川県のエリアに限定して試行することで、本提案の効果を示していきたい。具体的には、健診データと栄養指導のR&Dを通じたエピデンスの蓄積を重ね、個々人の健診データに基づく適切な栄養指導メニュー作成する。さらに、専門家(医師・看護士・保健士・栄養士)に対し適切な栄養指導ができるように指導・人材育成をしていく。	すみやかに個別具体的な結論を得	п

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施した			国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) の提案どおり総合特区で実施 Aー2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、 現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)	国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:7解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)			内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府 再整理
	田方		もの	対応	実施時期スケジュール			理由等	最新見解	(0/1時点)	I ∼IV
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	224	ヒト幹細胞を用いた 臨床研究を迅速に実 施するための特例措 置				※本案件の検討にあたり、厚生労働省は自治体に対し、本特区における特例を活用した計画として、実施主体と場所の検討を求めていたが、自治体は検討に時間を要す状態である。そのような状態であることを鑑み、内閣府として、厚生労働省としては検討を進展させることが出来ないことを理由として、再見解の提出を求めないものとして、整理を行った。	d	最先端技術によるヒト幹細胞を用いた臨床研究については、厚生労働省が安全性の確保を最重要視していることについて理解した。また、それについては、指定自治体としても認識を同じくしている。一方、上記臨床研究を実施するために必要な審査期間の一層の短縮化については、厚生労働省の尽力について一定の評価をするものの、引き続き検討すべき政策課題と認識している。ついては、厚生労働省における検討や類似提案に関する議論も踏まえ、本特区における特例を活用した計画として、実施主体と場所の再検討を進め、併せて、安全性の確保と審査期間の一層の短縮化に向けた方策案について、再度整理・検討することする。その上で、改めて協議をお願いしたい。なお、よりよい制度設計に向けて、本特区の再生医療に関わる有識者を通じて、引き続き、貴省におけるヒト幹指針の見直しのための委員会への提言、あるいは見直しや基準作りのための基盤科学的な検討という形で、協力して行きたいと考えている。	E	要望の趣旨の実現に向けて、自治体が、と ト幹細胞を用いた臨床研究の安全性の確 保とヒト幹指針に基づく審査期間の短縮化 の両立を図る観点に立か、提案内容を改 めて整理・検討することが必要。なお、検討 に当たっては、本特区内における特例を活 用した臨床研究の実施主体及び場所を念 頭に整理する必要がある。 一旦協議は終了するが、再検討した上で、 秋以降に厚生労働省と改めて協議を行う。	īV
京浜臨海部ライ フイノベーション 国際戦略総合 特区	225	特定健康診査・特定 保健指導に係る特例 措置		D		・本規制の趣旨は、特定保健指導の際に保健指導をする側の立場において特定の商品の勧奨等を行った場合、保健指導を受けている者が自由で十分な判断を欠いたまま商品の購入等に至ることを防ぐことにある。 ・本規制の趣旨を踏まえると、実施される栄養指導等が特定保健指導とは別の事業であることを、特定保健指導の対象者が明確に認識できる態様で行われることが必要である。例えば、栄養指導等が、特定保健指導とは別の事業であることを明示することや、特定保健指導と同一の場所、部屋やパーティションスペースなどで区切られた一定の室内)で、特定保健指導を行う者と同一の者が栄養指導等を行わないことなどが考えられる。 ・個別の事例については、厚生労働省が実施の可否を判断することは困難であり、行われる栄養指導等が世間一般的な視点から見て、本規制に該当するかどうかは、実施者において判断する必要がある。	а	本規制の趣旨を踏まえ、今回提案した栄養指導等を、特定保健指導とは別の事業として実施するとともに、外形的にも特定保健指導とは別の事業であることが対象者から見て明確に認識できる態様で行うこととり条件を満たせば、現行法で対応可能ということについて、了解した。 なお、提案した栄養指導等については、上記条件に基づき、実施者の判断において実施することとする。	D		I